

8 砂防及び急傾斜地崩壊対策事業の促進

土木建築局砂防課・土木建築局土砂法指定推進担当

提案の要旨

砂防及び急傾斜地崩壊対策事業の一層の促進

現状及び課題

砂防及び急傾斜地崩壊対策事業の実施により、当該危険箇所については、逐年改善を見られますが、市内には、今なお未着手区域が散在しています。

平成11年6月末に発生した梅雨前線集中豪雨では、斜面の崩壊等により8名の死者が出るなど人身災害を含む多大な被害を受けましたが、急傾斜地崩壊対策事業を実施した箇所では民有地への被害はなく、本事業がいかに有効な事業であるかを改めて認識したところです。

しかしながら、平成13年に発生した芸予地震では、多発した崖崩れにより民有地を含め多大な被害を被り、平成22年に発生した梅雨前線集中豪雨においても、斜面崩壊による土石流が発生し、死傷者が出るなど、被災箇所を始めとする本事業未施行箇所にあつては、近隣に居住する住民の不安は深刻なものとなっています。

また近年では、既存施設の老朽化のため、既存施設改築のための新たな取組が求められています。

こうした現状から、本事業を促進することにより土砂災害から市民の生命を保護し、「安全で災害のないまちづくり」を推し進めることは、重大かつ急務の課題となっています。

また、当該事業に係るソフト対策として、いわゆる土砂災害防止法に基づく「基礎調査の実施」と「警戒区域等の指定」による危険性のある区域の住民への明示等が喫緊の課題とされているなか、広島県においては、平成30年度末までの基礎調査の完了を、平成31年度末までの警戒区域等の指定の完了を、それぞれ目標とした計画を平成26年度末に公表されております。

昨今の局地的な集中豪雨、土砂災害が予測される南海地震等を踏まえ、ソフト対策の推進とともに、継続箇所の早期完成と要望箇所の早期着手が一層求められます。

取組状況等

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条による工事対象箇所

全体計画	1,134か所
進捗状況（平成28年3月末現在）	
着手済箇所	738か所
着手率	65.1パーセント

土砂災害警戒区域等の指定状況等（平成28年3月末現在）

指定済地域

昭和地区、郷原地区、広地区、川尻地区、阿賀地区、天応地区、仁方地区、吉浦地区、宮原地区及び警固屋地区

提案の内容

○ 県施行砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の促進

土砂災害から市民の生命を保護するため、未着手の箇所について、早期に事業を促進すること。

○ 市施行急傾斜地崩壊対策事業に係る県補助金の増額

事業の早期推進及び既存施設の改築を図るため、適切な財源確保を行うこと。

・県補助金額の推移（補助率50パーセント）

平成24年度	100,183千円	（うち改築	15,086千円）
平成25年度	101,030千円	（うち改築	0千円）
平成26年度	105,950千円	（うち改築	39,064千円）
平成27年度	101,000千円	（うち改築	27,275千円）

○ 平成31年度末までの「土砂災害防止法」に基づく警戒区域等の指定の完了

津久茂地区（平成27年度施工）

〔着手前〕



〔完成〕

